

タイトル	史料にあらわれたJudex
著者	常見，信代
引用	北海学園大学人文論集，36：157-187
発行日	2007-03-31

史料にあらわれた Judex

常 見 信 代

はじめに

本稿は、12-13 世紀のチャーター史料から judex の肩書を付された者を洗い出し、彼らの社会的地位、その職務を検討することを課題としている。その目的は、筆者がこれまで検討を進めてきたスコットランドにおける「ノルマン・セツルメント」について、その実態を地域レベルで検証することにある¹⁾。この検証のためには、チャーター史料よりも 12 世紀以前と以後の「法」そのものや国王裁判などの裁判史料によって「法」の運用原則の変化などを検証するのが望ましい。しかし、アイルランドやウェールズと異なってスコットランドでは、12 世紀以前についての「法」史料は伝わっていない²⁾。また、イングランドとも異なって 12-13 世紀の裁判記録も残されていないのである。

1 史 料

12-13 世紀のスコットランドに「法」が存在しなかったわけではない。たとえば、表の (ソ)-(i)-b にあるように、アーブROWS 修道院のカーチュラリ (cartulary) つまり権利証書集の中には、13 世紀初頭にデイヴィッド 1 世 (在位 1124-53, 以下同様) の「法とアサイズ」なるものが人びとに知られていたことをうかがわせる記録がある。実際にも、マルコム 4 世 (1153-1165) やウィリアム 1 世 (1165-1214) のチャーター自体に「デイヴィッド 1 世のアサイズに従って」とか「私 (国王) が制定したように」などの文言が認められ、それぞれの治世に国王による立法が行われていた

ことは確かである³⁾。また、同じアーブROWS修道院のカーチュラリによれば、justiciar 主宰あるいは chamberlain 主宰の国王法廷の評決が記録され、国王記録簿に登載されたという(表, サー ii, ソー i-a, b)。この点については、1292 年付けで作成されたエディンバラ城保管の証書や公文書の日録からも、歴代王の「法」や「アサイズ」が成文化されて保管され、また、裁判記録の一部も保管されていたことがあきらかであり、上記カーチュラリの記述を裏付けている⁴⁾。しかし、これらの記録は、独立戦争勃発直後の 1296 年 8 月に他の証書や公文書・記録などとともにエディンバラ城から持ち出され、9 月 17 日に「スクーンの石」とともにベリックからロンドンに運ばれてしまい、その後わからなくなっている⁵⁾。

中世の公文書類や記録類に対して本格的な関心が寄せられるようになるのは 19 世紀に入ってからであり、散逸したマニュスクリプトや証書類の収集と刊行が始まった。その成果の一つが Bannatyne Club や Spalding, Maitland などのクラブによる教会・修道院のカーチュラリの刊行である。20 世紀後半にデイヴィッド 1 世、マルコム 4 世、ウィリアム 1 世の『国王チャーター集』(CD, RRS, I, RRS, II と略記) が G. W. S. Barrow の編纂でそれぞれ刊行されたが、そこに収録された国王チャーターの多くは上記のクラブ刊行のカーチュラリ集から集めたものである。

(1) 『国王チャーター集』とカーチュラリ

本稿が利用するのは、上記 3 代の『国王チャーター集』とそれぞれの教会、修道院ごとのカーチュラリである。「ノルマン・セツルメント」の検証にあたって、これまではおもに前者を分析の対象としてきたが、国王チャーターだけでは King's court やノルマン系新来者の動向が前面に出てきて、その背後にある在地の人びとが見えてこないのである。そこで、19 世紀の刊行という事情を十分に認識した上で、これらのカーチュラリを利用することにした⁶⁾。しかし、本稿で検討したのはそのすべてではない。まず、フォース・クライドラインの南については、ロージアン (Lothian) にあるホリルード修道院とケルソウ、メルローズ、ドライバラの各修道院のカー

チュラリである。ただし、ドライバラのカーチュラリからは judex は検出されなかった。フォース・クライドラインの北、本来のスコティア (Scotia, Scotland) については、東部のファイフにあるセント・アンドルーズ修道院、その西のスクーン修道院、そのまた西のストラスアーン伯領にあったインチャフレイ修道院のカーチュラリを検討した⁷⁾。さらに、スコティアの北東部にあるアーブロウス修道院、その北のアバディーン司教座教会、そのまた北のディア修道院である。スコットランドのほぼ全域を覆っているといえるが、マリとグラスゴーの司教座教会については、12, 13 世紀に王国化されていった北部や南西部の動向を知る上で、また、リンドールズ修道院も、ファイフとストラスアーンの中間に位置し、「深ゲール地域」の一環として、それぞれ重要であるが、データ未整理につき、別の機会に報告したい。その意味で、本稿は中間報告である。

(2) 'Leges Scotie'

19 世紀に進められた史料収集事業の中で、「法」資料といえるマニュスクリプトが相次いで発見された。その中で時代的にもっとも初期に属するのが「ベルン・マニュスクリプト」で、1270 年代の編纂とされている⁸⁾。したがって、本稿の対象とする 12-13 世紀スコットランドの唯一の法集成資料なのであるが、その実態はスコットランド法の集成とはいえず、法に関する広範囲にわたる資料の寄せ集めである。たとえば、このマニュスクリプトの大半を占めるのは、*Glanvill* として知られる裁判実務書やイングランドの令状方式集、「モールバラ制定法」(1267) などイングランドの法資料である。13 世紀後半のスコットランドでイングランドの法に対する関心が高かったことを示しているが、スコットランド関係では、末尾部分に記された 'Leges Scotie' と特権都市 (burgh) に関する規定 2 編だけである。本稿では、22 の条項からなる 'Leges Scotie' の中で、judex への言及がある四つのうち年代の特定される二つの条項 (c. 19, c. 21) だけを表に記載した (ホー i, ii)⁹⁾。

ここで研究史に触れておく。Judex については、G. W. S. Barrow が 40

年以上前に論文を発表している。これが現在まで唯一の研究であり、また、「決定版」とされている¹⁰⁾。しかし、論稿としては約 4 頁と非常に短く、また、Appendix A に掲載された 12-13 世紀の judex のリストも名前だけである。本稿の目的である「ノルマン・セツルメント」の検証のためには、judex が記載された文脈を知ることが重要である。このため、本稿では、G. W. S. Barrow のリストとはまったく別個に、上記の史料にあらわれる judex について関連する情報をすべて本稿の末尾の表に記載した¹¹⁾。

2 史料にあらわれた judex

この表は 2 段階の作業を経ている。まず、先に紹介した『国王チャーター集』とカーチュラリ、‘Leges Scotie’ から、judex の肩書を付された人物、あるいは judex に言及した記述を洗い出した。その結果、judex は圧倒的にカーチュラリ収録の寄進状に多く出てくることが判明した。そこで、次にこの寄進を承認した国王チャーターを探し出し、『国王チャーター集』にある場合にはそれを併記した¹²⁾。『国王チャーター集』に judex が出てくる場合も同様で、このチャーターに関係する記述がカーチュラリにある場合は、表に併記した。その他、カーチュラリなどに当該 judex に関する記述があれば、それも表に記載した。

以下、この表からあきらかになる点をいくつか総括する。

(1) ルーツ

Judex の語は裁判官、判事の意味で古典期から存在するラテン語であるが、12-13 世紀のスコットランドの史料に記された judex は、ローマからの継承でも、また、「ノルマン・セツルメント」に伴って導入されたものでもない。その根拠は二つで、まず、表、(ア)の(1), (ii)にあるように、judex はデイヴィッド 1 世の即位前の史料に既に登場しており、(イ)-(i)を加えれば、デイヴィッド 1 世の即位前も即位直後も紛争解決の上で十分に機能している。つまり、12 世紀以前から存在していたと推測されるのである。

第二の根拠は、ディア修道院のカーチュラリである。これは、装飾写本『ディアの書』の余白に12世紀に7通のチャーターが書き込まれたものとして知られているが、そのうちの6通はゲール語で記されている。Judexのルーツを考える上で注目されるのは、その一つ、バハン伯夫妻の寄進状で証人 Matadín に ‘brithem’ の肩書が付されている点である(表、クー①)。F. Kellyによれば、‘brithem’ とは、古アイルランド法にあらわれる職で、‘judge, arbitrator, jurist’ の意味という。アイルランドでは、12世紀のノルマン侵攻後もゲール系領主の支配圏(Gaelic Ireland)で存続を続けた¹³⁾。12世紀以前のスコットランドについて‘brithem’の存在を示す史料はないが、judex は、‘brithem’ のラテン語訳で、アイルランドと同様に「ノルマン・セツルメント」以前から紛争や法の運用にかかわる職務に従事していたと考えられるのである。

この推測を間接的にではあるが裏付けるのが表の(i)–(i)の史料で、1128年ごろにファイフで開かれた裁判集会に関する記述である。これは、もともとゲール語で書かれていた11通の‘notitiae’の一つで、年代的に最後のものである。この11通が後のある時点でラテン語に直されたという¹⁴⁾。したがって、この史料にあるjudexはもともと‘brithem’と記されていたと考えられる。ちなみに、11通の‘notitiae’の最初は、マクベス(Macbeth filius Finlach)とグロッホ(Gruoch filia Bodhe)が国王夫妻としてSt. Serfの(ケリデ)修道士へ与えたKirknessの寄進状である¹⁵⁾。この土地が1128年ごろに‘Robertus Burgonensis miles’との間で紛争の的になったわけである。ロバートは新来者であろう。デイヴィッド1世のチャーター3通の証人になっている¹⁶⁾。その一つ、ダンファームリン修道院へのgreat charterでは、上記の裁判集会のjudexのひとりMeldoinneth filius Machedathとともに証人欄に名前を連ねている(表、イー2)。いずれにせよ、修道士たちと新来者の紛争が国王の命令でjudexによって決着され、新来者の主張が退けられたことに注目したい。

推測を裏付けるもう一つの史料は、15世紀半ばの「島嶼領主」(lord of the Isles)のチャーターである。当時の領主アレグザンダーおよびジョン

は、アーガイルや西部の島嶼地帯だけでなくロス伯領をも領有し、スコットランドのほぼ西半分を支配下においていた。その領主のチャーター3通に証人としてドナルドなる者が‘Donaldo Judice’, ‘Donaldo breyff’, ‘Donaldo brehiff’ と記されているのである¹⁷⁾。いずれも時期的に近く、同一人物と考えられる。つまり、‘breyff’ と ‘brehiff’ は ‘brithem’ の派生語であるから、‘brithem’ と judex は同じことになるのである。その意味について、スコットランドの歴史家は、‘judge’ というよりもむしろ ‘jurisconsult’ あるいは ‘arbiter’ としている¹⁸⁾。後述するように、12-13世紀の judex についても同様に、裁判官というよりも仲裁人、判定者というのが実態に近い。当時の裁判は、そのようなものであったということであろう。

Judex は12世紀以前にさかのぼる職でゲール起源であるとの推測は、表の judex の名前とその分布状況からも裏付けられる。まず、ラテン語形にされてはいるが、judex の名前の大多数はあきらかにゲール系である。例外は12世紀では(㊦)の Henricus だけである。ただし、ストラスアーン伯ギルバートは、Gille Brigte をラテン語化したもので、あきらかにゲールであるが、史料には必ず Gilbertus と書かれている。したがって、‘Henricus’ だからといって必ずしも新来者とはいえない。たとえば、アサル伯マルコムの子はヘンリと名づけられている (Henricus filius Malcolmi comitis Athoil, 表, トー①)。13世紀に入ると名前からその人物のルーツを探るのは一層難しくなるが、それでもゲール系以外の名前の judex は少数である (表, キ, シ, タ)。このうち、(タ)の Adam について、D. Broun は原語を ‘Aed’ とみなし、その兄弟 Keraldus (㊩)についても原語を ‘Cairell’ と解釈して2人ともゲール系としている¹⁹⁾。つまり、書記は、耳に聞こえた音にラテン語をあてたことになる。

(2) 分布・管轄地域

Judex に付された地域名を見れば、カンブリアを除いていずれも12世紀以前からゲールの居住圏であった地域である。しかも、ファイフ、バハン、ストラスアーンなど伯 (comes, mormaer) の管轄地域あるいはアングス、

マーンズなど古くからの地域名と重なるものが多い。要するに、12 世紀以前から 'brithem' がゲールのこうした地域区分を管轄としていて、「ノルマン・セツルメント」後に彼らの職がラテン語名に変わったが、その管轄区分に変化はなかったということである。

Judex の中には「国王の judex」という肩書を付されている者、あるいは自称している者がいる。この肩書と他の judex との関係はどうか。そもそも judex は王権のもとにある職であり、全員が「国王の judex」ではないのか。この肩書はこういう疑問を提起している。この疑問に直接、答えてくれる史料はないが、表を見れば、この肩書を付された者はごく限られているのがわかる。まず、地域では、アングスに隣接するマーンズにほぼ限定される。また、人物でも、(セ)の Bricius と上記の兄弟のひとり Adam (タ)、表の(セ)-(iii)の Brokinus と Macbeth だけである。しかも、Brokinus (Broccin)にこの肩書がつくのは、(セ)-(iii)の史料だけである(ケ)。Macbeth も同様で、これ以外の史料にはマーンズの judex の肩書が付されているだけである(ツ)。したがって、(セ)-(iii)の記述は Bricius とのかかわりで全員が 'Judices Regis' とされたと推測されるのである。

「国王の judex」の中で突出しているのは表、(セ)の Bricius である。まず、彼は、デイヴィッド 1 世以後、国王のチャーターの中で名前が記載された唯一の judex である。しかも、そのウィリアム 1 世のチャーター二つには「私の judex」と記されている(セ-8, 10)。さらに、彼自身が作成した報告書の中でも、「私、国王の judex である Bricius」と自称している(セ-vi)。しかし、インチャフレイ修道院のカーチュラリでは、この肩書はない(セ-⑤)。アーブロウス修道院のカーチュラリでも、5 通のチャーターなどに証人として書かれているが、「国王の judex」の肩書を付されているのは 1 通だけである(セ-⑪)。アレグザンダー 2 世のチャーターにも、この肩書はない(12)。一方、Bricius の活動範囲は、史料から見る限り、アングスとその隣のマーンズにほぼ集中しているが、彼に特定の地域名が付されることはない。この時期にマーンズに judex はいるが、アングスには認められない(ス)。したがって、彼はアングスの judex にして同時に「国王の judex」

の地位にあったと考えることが出来るが、(タ)の Adam が「国王の judex」の時には、兄弟の Keraldus が 'judex de Angus' であり、兼務していないのである。

「国王の judex」についての検討は以上である。これらの史料だけでは、「国王の judex」を他の judex から区別するものについては不明と言わざるをえない。ただし、いくつもの推論の上であるが、仮説を立てるとすれば、まず、(セ)－(iii)の例を除いて「国王の judex」が同時に複数、存在することはないことに注目したい。つまり、judex 中の「長」にこの肩書を付したと考えられる。この点で想起されるのが、前節で紹介したファイフの裁判集会 (c.1128) に関する記述である。3 人の judex 中でファイフ伯コンスタンティンがスコティアの 'magnus judex' と呼ばれているからである。従来は、12 世紀後半にファイフ伯ダンカン 2 世がスコティアの justiciar であったことから、'magnus judex' はラテン語に不慣れな書記が 'justicia' と書くべきところを間違えたと解釈されてきた²⁰⁾。確かに、これはデイヴィッド 1 世により導入された職であり、治世の早い段階でチャーター (1124×1136) の名宛人の項に 'Justiciis' の語が初出する²¹⁾。しかし、この肩書を持つ人物が特定できるのは、先にも述べたようにファイフ伯ダンカン 2 世からで、1170 年代初めである²²⁾。

12－13 世紀のファイフ伯は、デイヴィッド 1 世とその後の国王の片腕的存在で、在地勢力の中では国王チャーターの証人としての登場数が群を抜いている。たとえば、デイヴィッド一世のチャーターでは 40 通に証人として名前を連ねている²³⁾。1154 年に伯位を継いだダンカン 2 世もマルコム 4 世のチャーター 19 通に証人としてあらわれ、ウィリアム 1 世のチャーターにもほぼ即位直後から登場する²⁴⁾。しかし、ファイフ伯に justiciar の肩書を付したチャーターは 1170 年代までは皆無なのである。もし justiciar であれば、1 通くらいには記されるのではないか。いずれにせよ、少なくともコンスタンティンを justiciar とみなすには無理がある。'magnus judex' は、judex 中の「長」の意味で、12 世紀以前から存在したスコティアの 'brithem' の位をあらわしていると考えるのが妥当である。

Bricius に judex の中の「長」を意味する肩書がつけられたのは、ウィリアム 1 世の特別な恩顧からであろうか。あるいは、長老という意味であろうか。Bricius は、その活動期間が半世紀近くにわたっている。この Bricius が同一人物なのか、同名の息子などが職を継承したのかを判断できる材料はないが、同一人物であれば相当な高齢であろう。Bricius は、報告書(表, セー vi)の中で、自分が掲げた聖遺物 (scrinatio) に手をおいて責任ある人びとが宣誓したと書いているが、これも長老としての彼の地位を示している。ウィリアム 1 世の治世に、土地の帰属をめぐる紛争で「地元の責任ある年配者たち」が証人として重用されている例がいくつかある²⁵⁾。さらに、先のファイフの裁判集会では、'magnus judex' のコンスタンティンがもうひとりの judex とともに「年長者で法に熟達していた」Dufgal に敬意を払い、その判定に従ったという(表, イー i)²⁶⁾。コンスタンティンは 1095 年にエドガ王のチャーターの証人として出てくる²⁷⁾。1130 年ごろには死亡したと考えられるから、この裁判集会当時、コンスタンティン自身も結構な年配であったと思われる。それでも、さらに年長の Dufgal をたてたのである。年齢を重ねていることは、紛争の処理や法の運用の上で重要かつ必要なことであったと推測されるのである。

(3) 職 務

Judex が記されたチャーターや記録などから彼らの職務を検討すれば、第一にあげられるのは、土地や権利の譲渡に際しての証人である。特に、教会・修道院への寄進状にあらわれる頻度が高い。この役割と密接な関係にあるのが、踏査 (perambulation)・境界確定の実施である。これは、譲渡・寄進に先立って行われる場合もあれば、土地をめぐる紛争解決のために実施される場合もある。なお、'Leges Scotie' によれば、ギャロウェイの 'judices' (表, ホ) が「国王の平和」の破壊者に対して刑の宣告を行っているが、これは反乱が続いたこの地域の特殊な事情からと推測される。これを除けば、judex の職務は、もっぱら土地や権利にかかわるものである。ここでは、踏査と紛争へのかかわりについて見ていく。

a. 踏査・境界確定

踏査とは、土地の境界を画定するための実地検分のことである。デイヴィッド1世以前の所領についてはまったく不明であるが、踏査による境界確定の慣行は、デイヴィッド1世が同時代のイングランドから持ち込んだと推測される²⁸⁾。デイヴィッド1世は、治世の初期にコウルディンガムとバンクルの境界を責任ある人びととともに自ら歩いて踏査し、その境界を画定している²⁹⁾。これ以後、治世中に8件の土地について踏査を命じているが、その3件にデイヴィッド1世自身参加している。もう1件は、国王継嗣の Earl Henry が、2件は国王の役人が踏査をそれぞれ実施している³⁰⁾。踏査による境界確定は、一定の地面を切り取って所領を形成する作業であり、招致した改革派修道院やノルマン系騎士へ土地を授与する上で重要な手続きであった。国王自ら加わったことが踏査の重要性を証明している。国王一行の現地調査は、その土地の人びとに「ノルマン・セツルメント」の政策を顕示する機会にもなったであろう。また、踏査は土地のもつ資源あるいは将来性を実地検分する場でもあり、どこに境界線を引くかはその後の所領経営を左右する問題であった。

現存する国王チャーターの中で、踏査へ言及しているチャーターの大半は聖界所領に関係している。たとえば、デイヴィッド1世の9通のチャーターのうち俗人へ宛てたのは1通だけで、北東部のバラ、モントローズへの土地譲渡にあたって踏査が実施されたことが明記されている³¹⁾。マルコム4世についても踏査に関係する7通のすべてが教会・修道院への寄進などに関するチャーターである。ウィリアム1世のチャーターでも23通のうち俗人宛は6通にすぎない³²⁾。これは、教会・修道院の史料が多く残存しているためで、世俗所領でも踏査が実施されたことは、表にもあらわれている(ケ-③, サーii, セ-⑥, ソーi-a, チーi, ネー②)。ちなみに、(ケ-③)のチャーターを発給したハンテンドン伯デイヴィッドは、兄であるウィリアム1世から北東部のバハンにあるギャリオッホ(Garioch)を他の所領とともに10騎士役奉仕を条件に与えられているが、ギャリオッホの領主として最初に行ったことは境界確定のための実地検分であった³³⁾。

踏査の実施された地域についても、本稿の検討対象については南東部のロージアンから北東部のバハンまで全域にわたっている。デイヴィッド 1 世のチャーターに言及された 9 件の踏査のうち 6 件は南東部のロージアンに、1 件はファイフにかかわるもので、この治世における「ノルマン・セツルメント」の進展と表裏一体の関係といえる。マルコム 4 世治世についても同様であるが、特にウィリアム 1 世時代には、表からあきらかなようにアンガスやマーンズ、バハンで踏査に関する記録が多い。これも、この地域で「ノルマン・セツルメント」が進展したことの反映である³⁴⁾。しかし、踏査による境界の確定は、新来者の所領についてだけ実施されたわけではない。在地の伯や領主たちの土地についても、寄進や譲渡にあたっては同じように踏査が行われ、寄進状などに境界が明記されている（表、ネー②）³⁵⁾。

b. 仲裁・調停

新たな境界の設定や既存の境界の変更は、国や時代を問わず紛争の大きな原因となるであろうが、12-13 世紀のスコットランドについては特にその印象が強い。スコットランドの「ノルマン・セツルメント」は、イングランドとも、またアイルランドやウェールズとも異なって「上から」、「平和的に」推進されたと一般にいわれる。確かに武力による「セツルメント」ではなかったが、争い、紛争がなかったわけではない。境界をめぐる紛争が国王チャーターの中で直接、言及されることは少ないが³⁶⁾、踏査の実施を命じた背後には紛争が想定されるのである。他方で、教会・修道院のカーチュラリには、境界をめぐる紛争、その関連で実施された踏査が非常に多く記録されている。それぞれの地域の実態を反映しているといえるであろう。

境界をめぐる争いは、12 世紀後半には justiciar の管轄に置かれたと推測される³⁷⁾。さらに、表の(チ)－(i)から国王令状に基づく訴訟手続が 13 世紀中葉には既に確立していることがあきらかである。この令状は、後に「踏査令状」(brieve of perambulation) の名で呼ばれる。しかし、(セ)－(⑥)－

(vi)や(vii)-(3)にある「国王の命令により」あるいは「王国のアサイズに従って」という文言は実質的に国王令状と同じ意味であり、12世紀末には上記の訴訟手続が実施されていたと考えられる。

Justiciar や令状といえ、いずれもイングランドから導入した「新制度」であり、これらのシステムを使って境界をめぐる土地紛争を処理したことは、一見すると、法制面での「ノルマン・セツルメント」の推進とみなすこともできる。かつて、Lord Cooper が「100年以上にもわたって、スコットランドはイングランドに追随し、グランヴィルが描き出した法体系の最良の部分の借用し、適用することで十分満足していた」と書き、その後の中世法研究に停滞を含む大きな影響を与えたが、国王チャーターだけや justiciar や令状の外見だけを見れば、こうした主張もうなずけるであろう³⁸⁾。確かに、そのような側面のあることは否定できないが、しかし、それがすべてではない。Justiciar の司法活動には、必ずといえるほど judex が立会い、「王国の法と慣習」に従って、あるいは「土地のアサイズに従って」踏査を実施し、地元の「責任ある人びと」の評決をまとめ、時には自ら加わっている(表、サー ii, セー vi, ソー i - b : 'Chamberlain's court')。

イングランドと異なり、スコットランドでは訓練を受けた職業的な裁判官や法律家は成長しなかった。たとえば、スコティアの justiciar は、表に見られるように、12世紀後半にはファイフ伯やストラスアーン伯(アバディーン司教マテュとの組合せ)という在地の伯がつとめている。13世紀になると、コミン家やステュアート家などノルマン系の家系出身者で占められているが、前者はウィリアム=コミンがバハン伯の女子相続人マージョリーと結婚したことにより、バハン伯位を継承する(表、コー①)。後者についても、ウォルター(表、サー ii)が世襲職であるステュアートを家名とし、自身はアングラス伯の娘と結婚、その息子はメンティース伯の女子相続人と結婚している³⁹⁾。このように justiciar は、いずれも有力家門の諸侯であって法の専門家ではない。彼らの活動を背後で支えたのは、土地の実情に精通した judex であった。

むすびにかえて

G. W. S. Barrow は、デイヴィッド 1 世以後 justiciar が上昇し、judex の地位が低落したと解釈する⁴⁰⁾。しかし、本稿の検討から、この見方はあまりにも図式的すぎるものがあきらかであろう。確かに judex は justiciar の下位に位置づけられてはいるが、両者は相互補完の関係であった。彼ら judex は、Bricius を除いて国王チャーターには登場しないが⁴¹⁾、カーチュラリに収録されたチャーターや記録によれば、それぞれの管轄地域で土地や権利の移転にかかわり、justiciar が各管区内に巡回してきたときには必ず立会って紛争の処理にあたっている。こうした場は近隣の有力者が集合して互いに圧力をかけあう交渉の場であり、新来者と在住者の接点となった場であった⁴²⁾。そこに立会って彼らは伝統や慣習を伝達する役割を果たしたのである。こうした伝統的慣行とノルマン的慣行のせめぎあいの中から王国のあらたな法と慣習が形成された。アイルランドやウェールズと異なっており、スコットランドでは先住者と新来者が法的に分離されることはなかったが、本稿で検討した judex の活動の中にその背景の一つが示されている⁴³⁾。

G. W. S. Barrow が 1980 年に『スコットランド史におけるアングロ・ノルマン時代』を公にしたが、この書名に示された 12-13 世紀の捉え方は、近年、見直しが進んでいる。特にフォース・クライドラインの北のスコティアの「封建化」については、既に A. A. M. Duncan が 1975 年の著書の中でラフな一般化を戒めているが、近年では「ノルマン・セツルメント」の影響そのものを否定するような論調すら見られる⁴⁴⁾。しかし、スコティアの「ノルマン・セツルメント」がロージアンと異なって長期にわたる緩慢なプロセスであったことは事実であるが、ノルマン系の新来者が定着したこともまぎれもない事実である。在地の伯のチャーターの証人を見れば、この点是一目瞭然である⁴⁵⁾。

要するに、「ノルマン・セツルメント」の影響をどのように評価するかは、R. Oram の指摘するとおり、国王チャーターのような変化を積極的に示す

史料に基づくか、あるいは伝統的な世界を記した史料に基づくかによって違ってくる⁴⁶⁾。しかし、そのどちらもスコットランドにおける「ノルマン・セツルメント」の一面であり、複合的な視点が求められるのである。

表 史料にあらわれた 'judex'

〔表の見方〕

- ・ Cumbria などの地域名：当該 judex (judices) の管轄地域；() のあ
るのは推定
 - ・ (ア), (イ), (ウ)：judex (judices) の名前；同一史料に複数名記載のときは、
(ア), (キ)を除いてそれぞれ別項目に記載；『国王チャーター集』に出てく
る人名については、その英語表記にしたがった
 - ・ ①, ②, ③の丸数字：private charter の発給者、()内は発給年、発
給地、以下、チャーターの内容、judex に関する記載内容、史料の順
 - ・ (1), (2), (3)の数字：royal charter の発給者、以下は private charter
に同じ
 - ・ (i), (ii), (iii)のローマ数字：チャーター以外の文書・記録に記された
judex を記載
- 例(ア)：Leysyng, Oggo の二名について、3 通の史料が残存、(1), (3)は
royal charter, (ii)は教会の記録
- 例(オ)：同一の寄進について、private charter と royal charter が残存
- ・ ゴシックおよび (), 「 」, ‘ ’ は筆者

Cumbria

(ア) Leysyng, Oggo
(1) King Edgar (c. 1100)：コウルディンガムの修道士へ Swinton (Berewickshire) を寄進； 証人 'Oggoa et Lesing' (肩書なし)； <i>Early Charters</i> , no. 20
(ii) 即位前の David I が 'Cumbrensis regionis princeps' として実施したグラスゴー教会の土 地に関する審問 (inquirere fecit) の記録 (1120×1124)；4 人の宣誓証言者の中に 'Leysyng et Oggo Cumbrensis iudices'； <i>CD</i> , no. 15

- (3) David I (c. 1128+1411×1147) : ホリルード修道院 (Edinburgh) への general charter ; Airth (Hereth) の土地について, 国王の役人と責任ある人びとが実施した踏査と修道院長への 'traditio' に言及 ; 証人 'Oggū, Leising' (肩書なし) ; *CD*, no. 147

(Fife)

(イ) Meldoinneth filius Machedath

- (i) Kirkness (Fife) の土地をめぐる聖サーフ修道院 (St. Serf) と Robert Burgonensis miles との紛争についての記録 (c. 1128) ; David I の命令でファイフで裁判集会が開かれ, 3 人の judex 'Constantinum, comitem de Fyf, magnum judex in Scotia, Meldoinneth filius Machedath, Dufgal filius Mocche' によって修道士勝訴の判決 ; 頭書に 'Perambulatio inter terras de Kyrkness et Lochore' ; *St Andrews Liber*, i, pp. 117-18

- (2) David I (c. 1128) : ダンファームリン修道院 (Fife) への great charter ; 証人 'Maldoveni Mac Ocbeth' (肩書なし) ; *CD*, no. 33

- (3) David I (1128×1136, Dunfermline) : ダンファームリン修道院へ Ragewin, Gillepatric, Ulchil の 3 人を献上 ; 証人 'Maldoveni judex' ; *CD*, no. 36

- (4) Gartnait mac Cannech, earl (mormaer) of Buchan と妻 Ete (1131×1132) : ディア修道院 (Buchan) へ Pett Meic-Gobraig を寄進 ; 証人 'Mael-Domnig mac Mec-Bead' (肩書なし), 'Matadín brithem' ; *Book of Deer*, No. III (in Gaelic) * (ク) - ① に同じ

Fife

(ウ) Judex de Fif

- (1) David I (1150×1153, Scone) : ファイフの 'judex meus' は, ダンファームリン修道院の法廷が適正に判決を下すために立ち会うように命令 ; *CD*, no. 190

Fife

(エ) Macungal

- ① Arnold, bishop of St Andrews (1160×1162) : セント・アンドルーズ修道院 (Fife) へ Dairsie (Fife) の教会と 1 carucata の土地の寄進 ; 証人 'Macungal judex de Fif' ; *St Andrews Liber*, i, p. 128

(Fife)

(オ) Henricus

- ① Ness son of William, lord of Leuchars (Fife) とその娘 Orabilis (相続人) : セント・アンドルーズ修道院へ Lothrisk (Fife) の教会を寄進 ; 証人 'Henricus judex' ; *St Andrews Liber*, i, p. 255

- (1) William I (1173×1178, Perth) : 上記寄進の確認 ; judex の記載なし ; *RRS*, II, no. 150

Fife

(カ) Malcolm

- ① Moregrund, earl of Mar : セント・アンドルーズ修道院へ Tarland (Aberdeenshire) の教会を寄進 ; 証人 'Malcolumus judex de Fif' ; *St Andrews Liber*, i, pp. 246-47

- (1) William I (1170×1171, Kinghorn) : 上記寄進の確認 ; judex 記載なし ; *RRS*, II, no. 129

② Duncan, earl of Fife : セント・アンドルーズ修道院へ Markinch (Fife) の教会を寄進 ; 証人 'Malcolumus judex' ; <i>St Andrews Liber</i> , i, pp. 242-43
(2) William I (1173×1178, Perth) : 上記寄進の確認 ; judex 記載なし ; <i>RRS</i> , II, no. 151
③- a Duncan, earl of Fife : セント・アンドルーズ修道院へ Cupar (Fife) の教会を寄進 ; 証人 'Malcolum judex' ; <i>St Andrews Liber</i> , i, pp. 241-42
③- b Duncan, earl of Fife : 同修道院へ Nydie (Fife) での水車建造を許可 ; 証人 'Malcolum judex' ; <i>St Andrews Liber</i> , i, pp. 243-44
(3) William I (1173×1178, Kinghorn) ; 上記③- a , ③- b の寄進を確認 ; judex 記載なし ; <i>RRS</i> , II, no. 168
④ Roger, bishop of St Andrews (1189×1198) : セント・アンドルーズ修道院へ Forgrund (Fife) を寄進 ; 証人 'Malcolum judex' ; <i>St Andrews Liber</i> , i, pp. 153-54
(v) Scoonie と Garriach (Fife) に関するセント・アンドルーズ修道院と Gellen filius Gilcrist Maccussegerri との協定 (conventio, 1200×1238) ; 証人 'Malcolum Jud' ; <i>St Andrews Liber</i> , i, p. 329 * Jud は Judex の略か ? ; 上記の Malcolum と同一人物か ?

(Fife)

(キ) John de Potyn, Walterius
(i) Drumcarachin (Fife) の土地をめぐる 1260 年に Perth で開かれた justiciar 管轄の訴訟 (placita justiciarie) についての覚書 (Memorandum) : 証人 '訴訟当時の judex John de Potyn', 'Walterius judex' ; <i>St Andrews Liber</i> , i, p. 346

(Buchan)

(ク) Matadín
① 上記(イ)ー④に同じ, Gartnait mac Cannech, earl (mormaer) of Buchan と妻 Ete (1131×1132) : ディア修道院 (Buchan) への寄進 : 証人 'Matadín brithem' ; <i>Book of Deer</i> , No. III (in Gaelic)

(Buchan)

(ケ) Brocchin
(1) David I (1145×1153, Aberdeen) : ディア修道院の権利の確認 ; 証人 'Brócín' (肩書なし) ; <i>Book of Deer</i> , No. VII (in Latin), <i>CD</i> , no. 136
② Colbán, earl (mormaer) of Buchan と妻 Éva (1170s) : ディア修道院へ 4 davoch の土地を除いてすべての貢租の免除を与える ; 証人 'Bróiccín' (肩書なし) ; <i>Book of Deer</i> , No. VI (in Gaelic)
③ David, earl of Huntingdon, lord of Garioch (1172×1185) : Malcolm, son of Bertolf へ Leslie (Aberdeenshire) にある土地などを一騎士役奉仕で授与 ; この土地について Mathew, bishop of Aberdeen と責任ある人びとが実施した踏査に言及 ; 証人 'Brocchin judex' ; <i>Aberdeen-Banff Collections</i> , pp. 546-47
(iv) Inverlunan (Angus) の土地をめぐる Henry the physician と Meil MacYwar との協定 (convencio, 1189×1195) : Meil が Duncan II, earl of Fife と Henry が Hugh, King's chancellor とそれぞれ握手して協定の遵守を誓約 ; 証人 'Bricius, Brokinus, Macbeth Judices Regis' ; British Museum MS. Add. 33245 in <i>RRS</i> , II, no. 590 * Duncan II はこの当時 justiciar of Scotia ; (セ)ー(iii), (ツ)ー(ii), に同じ

史料にあらわれた Judex (常見)

(Buchan)

(コ) Kelardus
①-a Marjory Comyn, countess of Buchan (c. 1212×1233): セント・アンドルーズ修道院へ Kenmuch (Fife) を寄進; 証人 'Kelardus judex'; <i>St Andrews Liber</i> , i, p. 254
①-b William Comyn, earl of Buchan (c. 1212×1233); 上記寄進の確認; judex 記載なし; <i>St Andrews Liber</i> , i, pp. 251-52

Buchan

(サ) Farhard
① William Comyn, earl of Buchan (c. 1212×1233): Cospatrck Macmadethynhen へ Stratheyn と Kyndrochet (Buchan) を譲与; 証人 'Farhard judex de Buchan'; <i>Aberdeen Registrum</i> , i, pp. 14-15
(ii) Tarves (Aberdeenshire) にある土地の境界をめぐるアープロウス修道院 (Angus) と Marjory Comyn, countess of Buchan との紛争について, 踏査と評決 (recognitio) の報告書 (1231); 出席者 Walter fitz Alan (Stewart), justiciar of Scotia らの中に 'Kereldus, Pherharchdus, Thomas judices'; <i>Arbroath Liber</i> , i, no. 227 *文中に「国王の記録に登載された」との文言; (シ)-(i), (ソ)-(ii)に同じ

?

(シ) Thomas
(i) 上記(サ)-(ii)に同じ: 出席者の中に 'Kereldus, Pherharchdus, Thomas judices'; <i>Arbroath Liber</i> , i, no. 227

Mearns

(ズ) Bozli
(i) Gilbert, earl of Strathearn 発信の踏査報告書 (testimoniales littere, 1172×1199): Mathew, bishop of Aberdeen とともに justiciars として, Mearns にある土地について 'Bricius judex domini Regis, Bozli judex de Mearns' が参加して踏査し, 境界を確定; British Museum MS. Add. 33245 in Barrow, <i>Kingdom</i> , pp. 80-81 * (セ)-(i)に同じ

(Angus)

(セ) Bricius
(i) 上記(ズ)-(i)に同じ Gilbert, earl of Strathearn 発信の踏査報告書 (testimoniales littere, 1172×1199): Mearns にある土地について 'Bricius judex domini Regis, Bozli judex de Mearns' が踏査, 境界確定に参加; British Museum MS. Add. 33245 in Barrow, <i>Kingdom</i> , pp. 80-81
② Laurence son of Orm (last lay abbot of Abernethy): Abernethy (Perthshire) の教会を放棄; 証人 'Bricius judex, Macbeth Vicecomes de Scone, Constantinus judex de Strathearn'; <i>Arbroath Liber</i> , i, no. 35 * (ニ)-④に同じ
(2) William I (1189×1195, Perth): アープロウス修道院へ上記の教会を寄進; judex 記載なし; <i>RRS</i> , II, no. 339
(iii) 上記(ケ)-iv に同じ, Inverlunan (Angus) の土地をめぐる Henry the physician と Meil MacYwar との協定 (convencio, 1189×1195): 証人 'Bricius, Brokinus, Macbeth Judices Regis'; British Museum MS. Add. 33245 in <i>RRS</i> , II, no. 590 * (ソ)-(ii)に同じ

(4) William I (1189×1195, Forfar) : レステネス修道院 (Augus) へ Ardfork (Angus) を寄進 ; 証人 'Bricius judex' ; <i>RRS</i>, II, no. 343
⑤ Gilbert, earl of Strathearn (1194×1198) : 娘 Matilda とその夫 Malcolm son of Duncan, earl of Fife へ Glendevon など を婚資として譲渡 ; 証人 'Bricius judex, Macbeth vicecomes de Scona' ; <i>Inchaffray Liber</i>, App. no. 2 ; Barrow, 'Earls of Fife', (II, pp. 60-61) * (ツ) の Macbeth 参照
⑥ Humphrey of Berkeley : アープロウス修道院へ Balfeith (Mearns) を寄進 ; Balfeith の境界をめぐる Sibold の息子たちとの争いについて, 「王国のアサイズ」に従って, Mathew, bishop of Aberdeen, Gilbert, earl of Strathearn の面前でアンガスとマーンズの責任ある人びとが実施した踏査に言及 ; 証人 'Bricius judex' ; <i>Arbroath Liber</i>, i, no. 89
(6) William I (c. 1199, Forfar) : Humphrey of Berkeley の上記寄進を確認 ; judex 記載なし ; <i>RRS</i>, II, no. 413
(vi) Bricius judex domini Regis 作成の踏査報告書 (印璽付, 11/11/1221) : Balfeith の境界をめぐる Humphrey de Berklay と Walter son of Siboldi の争いについて, 「国王 William の命令」で (当時) justiciars であった Mathew, bishop of Aberdeen, Gilbert, earl of Strathearn と 'ego Bricius judex domini Regis' が「王国のアサイズと慣習に従って」 (secundum assisam et consuetudinem Regni) 踏査を実施 ; これに参加した宣誓証言者のリストの中に 'Donecanus judex' ; British Museum MS. Add. 33245 in Barrow, <i>Kingdom</i>, pp. 81-82
⑦ Robert of London : アープロウス修道院へ Ruthven (Angus) の教会を寄進 ; judex 記載なし ; <i>Arbroath Liber</i>, i, no. 61
(7) William I (1196×1202, Forfar) : 上記寄進を確認 ; 証人 'Bricius judex' ; <i>RRS</i>, II, no. 454
⑧ Donald, abbot of Brechin : アープロウス修道院へ Balegillegrand (Angus) を寄進 ; judex 記載なし ; <i>Arbroath Liber</i>, i, no. 74 (bis)
(8) William I (c. 1205, Forfar) : 上記寄進の確認 ; 証人 'Bricius judex meum' ; <i>RRS</i>, II, no. 466
⑨-a Brice, bishop of Moray : Aberchirder (Banffshire) の教会に関する同意証書 ; judex 記載なし ; <i>Arbroath Liber</i>, i, no. 205
⑨-b Gilchrist, earl of Mar : 上記の教会に関する同意証書 ; 証人 'Bricius judex' ; <i>Arbroath Liber</i>, i, no. 206
(9) William I (1203×1207, Kintore, Aberdeenshire) : 国王と Brice bishop of Moray, Gilchrist earl of Mar の間の紛争が上記教会をアープロウス修道院へ引き渡すことで友好的に解決したことの布告 ; judex 記載なし ; <i>RRS</i>, II, no. 477
(10) William I (c. 1211, Montrose) : Ranulf the falconer へ Gowrie, Mearns にある土地を寄進 ; 証人 'Bric'judex meum' ; <i>RRS</i>, II, no. 497
⑪ Abraham, bishop of Dunblane (c. 1214) : アープロウス修道院と Abernethy のケリデ修士 (keledei) との間で Abernethy 教会の十分の一税 (decima) を分割することについての裁定 (sentencia) ; 証人 'Bricius judex domini Regis' ; <i>Arbroath Liber</i>, i, no. 215
⑫ William, son of Bernald : アープロウス修道院へ 2 ボヴェイトの土地 (Mearns) を寄進 ; judex 記載なし ; <i>Arbroath Liber</i> i, no. 124
(12) Alexander II (1214×1226, Forfar) : 上記寄進の確認 ; 証人 'Bricius judex' ; <i>Arbroath Liber</i>, i, no. 126

Angus

(ソ) Keraldus, brother of Adam
(i)ー a アーブロウス修道院の土地と 'Baronia de Kynbalathmund' との境界について実施された踏査の報告書 (1219): 「土地のアサイズにしたがって」 (secundum assisam terre) 踏査をおこなった 7 人の中に 'Keraldus frater Ade judex'; 付記「この踏査報告書は国王の記録簿に登載される」 (Hec perambulacio in hunc modum inventa scripta est in rotulis Domini Regis); <i>Arbroath Liber</i> i, no. 228
(i)ー b 上記(i)ー a の境界について, 「国王の命令」によって Forfar で開かれた King's chamberlain の 'plena curia' における評決 (recognicio) の記録 (1227): 「国王 David の法とアサイズに従って」実施された踏査と評決に参加した「Angus の責任ある人びと」の中に 'Keraldus Judex de Angus, Adam Judex dominus Regis'; (i)ー a と同じ付記; <i>Arbroath Liber</i> , i, no. 229
(ii) 上記(サ)ー(ii), (シ)ー(i)に同じ, Tarves (Aberdeenshire) にある土地の境界をめぐる踏査と評決 (recognicio) の報告書 (1231); 出席者 Walter fitz Alan, justiciar of Scotia らの中に 'Kereldus, Pherharchdus, Thomas judices'; <i>Arbroath Liber</i> , i, no. 227
③ Maldoven, earl of Lennox (1231): 死後, 殉教録への登載と慰霊ミサを祈願してアーブロウス修道院へ牛を寄贈; 証人 'Kelardus judex'; <i>Arbroath Liber</i> , i, no. 133
(3) Alexander II (1231, Kincardine): 上記寄贈の確認; judex 記載なし; <i>Arbroath Liber</i> , i, no. 134

Angus

(タ) Adam, brother of Keraldus
(i) 上記(ソ)ー(i)ー b に同じ, Forfar で開かれた King's chamberlain の 'plena curia' における評決 (recognicio) の記録 (1227): 「Angus の責任ある人びと」の中に 'Keraldus Judex de Angus, Adam Judex dominus Regis'; <i>Arbroath Liber</i> , i, no. 229

(Angus or Mearns)

(チ) Duncan
(i) 土地の境界 (Angus) をめぐるアーブロウス修道院と Petrus de Maulia (lord of Panmure, Angus) との紛争 (controversia) の和解書 (composicio, 1254); 国王令状 (per literas suas preceptorias) に基づき責任ある人びとにより「土地のアサイズに従って」踏査が実施され, Alexander Comyn, earl of Buchan & justiciar of Scotia の面前で「最終合意」 (amicabili et finali Concordia); 証人 'Duncanus judex'; <i>Arbroath Liber</i> , i, no. 366
(ii) Kintell (Merans) の一部などの土地に関するアーブロウス修道院と Alexander Comyn, earl of Buchan との協定 (convencio, 1265); 証人 'Duncanus judex'; <i>Arbroath Liber</i> , i, no. 247/311 (duplicate)

Gowrie

(ツ) Macbeth	* (セ)ー⑤の Macbeth と同一人物か?
① Swain son of Thor: スクーン修道院 (Perthshire) へ 'Ahenepobbel' の土地を寄進; 証人 'Macbeth judex de Goury'; <i>Scone Liber</i> , no. 21	
(1) William I (1189×1194, Clunie in Stormont): 上記寄進の確認; judex 記載なし; <i>RRS</i> , II, no. 331	
(ii) 上記(ケ)ー(iv), (セ)ー(iii)に同じ, Inverlunan (Angus) の土地をめぐる Henry the physician と Meil MacYwar との協定 (convencio, 1189×1195); 証人 'Bricius, Brokinus, Macbeth Judices Regis'; British Museum MS. Add. 33245 in <i>RRS</i> , II, no. 590	

- (3) William I (1198×1202, Forfar) : 「国王の命令」により Duncan II, earl of Fife (justiciar), Macbeth judex de Goury らが踏査して境界を確定した沼沢地をクーパ・アンガス修道院 (Perthshire) へ寄進; RRS, II, no. 420

(Mar?)

(テ) Kinet

- ① David, earl of Huntingdon, lord of Garioch (1199×1207) : Gillecrisp, earl of Mar とその相続人 Gillecrisp son of Gillekungal らに対する権利を放棄; 証人 'Kinet judex'; *Aberdeen-Banff Illustrations*, iv, pp. 693-94

(Atholl)

(ト) Malise

- ① Henry, earl of Atholl (c. 1198) : セント・アンドルーズ修道院へ父 Malcolm がおこなった Dull (Perthshire) の教会の寄進を確認; 証人 'Malise judex'; *St Andrews Liber*, i, p. 246

(Atholl)

(ナ) Ewayn

- (i) 1264 年に Atholl の Dull でおこなわれたセント・アンドルーズの修道院長の訴訟 (placita) についての覚書; 証人 'Ewayn Judex'; *St Andrews Liber*, i, p. 349

Strathearn

(ニ) Constantine

- ①-③ Gilbert, earl of Strathearn (1195×1198) : Inchaffray (Perthshire) の (ケリデ) 修道士へ寄進; 証人 'Constantine judex'; *Inchaffray Charters*, nos. 3, 4, 5
- ④ 上記(セ)-②に同じ, Laurence son of Orm (last lay abbot of Abernethy) : Abernethy の教会を放棄; 証人: 'Bricius judex, Constantinus judex de Strathearn'; *Arbroath Liber*, i, no. 35
- (4) 上記(セ)-(2)に同じ, William I (1189×1199, Perth) : 上記教会を寄進; judex 記載なし; RRS, II, no. 339
- ⑤ Gilbert, earl of Strathearn (1200) : インチャフレイ修道院 (priory, Augustinian) 創建状; 証人 'Constantine judex'; *Inchaffray Charters*, no. 9
- ⑥-⑬ Gilbert, earl of Strathearn (1200×1210) : インチャフレイ修道院への寄進; 証人 'Constantine judex'; *Inchaffray Charters*, nos. 11-17, 19
- ⑭ Gilbert, earl of Strathearn (1203×1210) : インチャフレイ修道院へ寄進した土地の居住者に関する審理は伯の法廷でおこなわれること (布告); 証人 'Constantine judex'; *Inchaffray Charters*, no. 25

Strathearn

(ヌ) 'judex meum'

- ① Gilbert, earl of Strathearn (1220×1221) : インチャフレイ修道院の土地に居住する人びとに関する法廷開設権を修道院に付与; 'bailliusis meis scilicet senescallo judici meo' は求められた時には遅滞なく法廷を開くこと; *Inchaffray Charters*, no. 43/44 (duplicate)

史料にあらわれた Judex (常見)

(Strathearn)

(ネ) Macbeth
① Robert, earl of Strathearn (1220×1223) : インチャフレイ修道院 (abbey) の権利保証の誓約書 ; 伯の誓約に立ち会った 7 人の中に 'Makbeth judex' ; <i>Inchaffray Charters</i> , no. 47
② Yesconda, countess of Strathearn (1220×1223) : Abercainry にある 5 エーカーの土地について, 責任ある人びとの立会いのもとで自ら踏査した上でインチャフレイ修道院へ寄進 ; 証人 'Macbet judex' ; <i>Inchaffray Charters</i> , no. 46
③ Robert, earl of Strathearn (c. 1223) : インチャフレイ修道院へ父 Gilbert がおこなったすべての寄進を確認 ; 証人 'Makebet Mor' (肩書なし) ; <i>Inchaffray Charters</i> , no. 51
④ Theobalt (earl's tenant), son of William son of Clement (1226×1234) : インチャフレイ修道院へ Pitlandy にある 2 エーカーの土地と家屋敷 (toftum) を寄進 ; 証人 'Macbet Mor' (肩書なし) ; <i>Inchaffray Charters</i> , no. 56

(Strathearn)

(ノ) Gillefelan
① Luke, son of Theobalt son of William (c. 1272) : インチャフレイ修道院へ Pitlandy にある地片などを寄進 ; 証人 'Gillefelan judex' ; <i>Inchaffray Charters</i> , no. 103

(Lennox)

(ハ) Gilbert
① Maldoven, earl of Lennox (1225×1246) : グラスゴー教会に与えていた Campsie (Perthshire) の教会をケルソウ修道院 (Roxburghshire) に譲与 ; 証人 'Gilbertus judex' ; <i>Kelso Liber</i> , I, no. 222

Strathnith (Nithdale)

(ヒ) Killecrist (Gillecrist)
① Edgar, son of Donald (c. 1200) : ケルソウ修道院へ Morton (in Nithdale) の教会を寄進 ; 証人 'Killecrist Judex de Strathnith' ; <i>Kelso Liber</i> , I, no. 347
② Edgar, son of Donald : ホリルード修道院へ Dalgarnock (Dumfriesshire) にある 1 carucate を寄進 ; 証人 'Gillecrist Judex de Strathnith' ; <i>Holyrood Liber</i> , no. 55
(2) William I (1209×1211, Edinburgh) : 上記寄進の確認 ; judex 記載なし ; <i>RRS</i> , II, no. 492

(Strathnith)

(フ) Gilled
① Affrica, daughter of Edgar, son of Donald (1225×1246) : メルローズ修道院 (Roxburghshire) へ Dunscore (Dumfriesshire) にある土地を寄進 ; 証人 'Gilled judex' ; <i>Melrose Liber</i> , no. 199

(Galloway)

(ヘ) Mac Mares
① Uhtred, son of Fergus (1161×1164) : ホリルード修道院へ Colmanele (Kirkcudbrightshire) の教会を寄進 ; 証人 'Mac Mares Judex' ; <i>Holyrood Liber</i> , no. 23

Galloway

(ホ) Judices de Galloway

- (i) Leges Scotie c. 19/Assise Regis Willelmi c. 22 (c. 1186) : Dumfries において 'Judices Galwodie' によって国王の平和の破壊者に対する判決 (罰金, 牛 200 頭) が下された; APS, I, p. 378
- (ii) Leges Scotie c. 21/ Assise Regis Willelmi c. 23 (c. 1187) : Lanark で Roland son of Uhtred (justiciar of Galloway) のもとで開かれた 'curia domini Regis' において 'Judices Galwodie' によって Galloway から国王貢租 (canum domini Regis, cain) を徴収する件について判決が下された; APS, I, p. 378

(Galloway)

(マ) Neun

- ① Ingram Balliol : Kirkebride (Kirkcudbright) と Kirkecostensiss の境界をめぐるホリルード修道院との紛争について確認; 証人 'Neun Anargus judex'; *Holyrood Liber*, no. 70
- (1) AlerxanderII (1214×1249) : 上記紛争の最終和解 (finali concordia) についての確認; judex 記載なし; *Holyrood Liber*, no. 71

註

- 1) 筆者は, 12-13 世紀に王権のイニシアティヴのもとで推進されたノルマン系騎士らの導入政策をスコットランドの「ノルマン・コンクエスト」と括弧付きで表現して論文の題目に用い, イングランドの「ノルマン・コンクエスト」との相違を本文の中で説明してきた。しかし, この表現は題目を見るだけの場合, 誤解を招くおそれがあり, 本稿以後, 「ノルマン・セツルメント」に改める。しかし, その意味するところには変わりはない。
- 2) *Scottish Chronicle* には, Kenneth mac Alpin の兄弟で王の Donald (Duuenaldus, 858-62) が「ゲール人との話し合いで」ダール・リアダ王で 778 年ごろ死亡した「Aed Find の法を王国の法にした」と記されているが, その法の内容は伝わっていない。Anderson, *Kings and Kingship*, p. 250. この年代記については, Dumville, 'Chronicle', p. 73-74.
- 3) *RRS*, I, nos. 233 (1161×1164), 258 (1153×1165); *RRS*, II, nos. 406 (1195×1198), 442 (c. 1202×1210), 475 (1205×1207).
- 4) *APS*, I, pp. 114-15, 117. 目録には, エドワード 1 世の肩書に「スコットランド王国の宗主」(superiorem dominum regni Scotie) とあり, 「大訴訟」(Great Cause) の最終判決が下された 1292 年 11 月 17 日の直後に作成されたと推測される。また, この前年にもベリック滞在中のエドワード 1 世がエディンバラ城に保管されている証書・記録類を調査するように命じている。その調査結果には, 「スコットランド王国の古き制定法 1 巻」(unus rotulus de antiquis Statutis regni Scotie) の項目が記されている。*APS*, I, p. 112.

- 5) Stones, *Relations*, no. 25 (a). 1327 年 3 月にエディンバラで調印されたイングランドとの和平協定では、接收された文書・記録の返還が明記されたが、翌年のノーサンプトン条約では言及されておらず、実際に戻されたかどうかはわかっていない。*Ibid.*, no. 41-(c). さらに、17 世紀半ばのクロムウェル軍占領下でも政府関係文書・記録がロンドンに運ばれ、このうち私人の権利に関する文書類は 1657 年に返却されたが、公文書類は王政復古後にスコットランドに船で運ばれる途中に海上で消失してしまったという。
- 6) この問題については、Ross Alasdair, 'The Bannatyne Club and the Publication of Scottish Ecclesiastical Cartularies', *SHR*, Volume 85 (2006), pp. 202-230.
- 7) インチャフレイ修道院のカーチュラリは、1847 年に Bannatyne Club から *Liber Insule Missarum* の題名で刊行された (*Inchaffray Liber* と略記)。これは、Dupplin Castle に保管されていたオリジナルを Henry Drummond が転写したのを種本としている。しかし、その後、*Liber* に収録されないチャーターが数多くあることなどが判明し、結局、あらたに編纂しなおして 1908 年にスコットランド歴史学会の叢書の一つとして刊行された (*Inchaffray Charters* と略記)。本稿では、*Inchaffray Charters* を利用したが、そこに含まれていないチャーターが *Liber* の Appendix の中にあり、これも検討対象とした。たとえば、表、(セ)ー⑤。
- 8) 「ベルン・マニユスクリプト」は、現在までのところ、ステア・ソサイエティのホームページ上に公開されているが、まとまった形では刊行されておらず、19 世紀のもう一つの史料刊行事業である『スコットランド議会制定法集』第一巻 (APS, I) の中にその編者 Th. Thomson と C. Innes によってさまざまな項目に分類して収録されている。たとえば、'Leges Scotie' は、「ウィリアム 1 世のアサイズ」や「アレグザンダー 2 世のアサイズ」に分類され分割されている。表では (ホ)ー(i), (ii) に 'Assise Regis Willelmi' と付記した。この「デイヴィッド 1 世の法」(Statuta Regis David) や「ウィリアム 1 世のアサイズ」とは、あくまで編者の設けた項目である。11-12 世紀の「法」や「アサイズ」の内容が伝わっていないことは本文で述べたとおりである。したがって、APS, I を利用する際には、他の史料による裏付けが必要である。これらの問題については、Walker, *Legal History* pp. 99-102; MacQueen, 'Scots Law', pp. 86-92; idem, *Common Law*, pp. 42-50.
- 9) c. 19, c. 21 の年代特定については、RRS, II, nos. 254, 260; Oram, *Galloway*, p. 107. また、年代の特定できない条項は c. 6 (Assise Willelmi c. 10), c. 20

(Assise Alexandri c. 3) である。前者はスコティアの伯とバロンと *judices* がパースにおいて ‘*assisa domini Regis de aquis*’ を承認したという内容である。後者は、ホリルード修道院において、スコティアとギャロウェイの多数の *judices* が人質を出さなかった Gillespie Mahonegen に対して判決を下したという内容である。後者について、APS, I の編者は Gillescope MacWilliam の反乱と関係づけて 1228 年と特定し、アレグザンダー 2 世のアサイズに入れているが、この 2 人の関係を確認することが出来ないため、本稿では年代不明とした。1228 年の反乱については、常見信代, 「ノルマン・コンクエスト(3)」, 119 頁。いずれにせよ、本稿の検討にとって重要なのは、年代特定のいかににかかわらず、‘*Leges Scotie*’ の中で *judex* がいずれも判決またはアサイズにかかわっていることである。

- 10) もともと ‘*The Scottish Judex in the Twelfth and Thirteenth Centuries*’ と題して *SHR*, xlv (1966) に発表され、後に Barrow, *Kingdom* の第 2 章に ‘*Judex*’ の題で収録された。 *Ibid.*, pp. 69-82, Appendix A, pp. 74-80; 2nd ed., Edinburgh, 2003, pp. 57-67, Appendix A, pp. 61-65. 以来、今日まで、*judex* に言及するときは必ずこの論文が註にあげられる。最近の例では, Broun, ‘*Acculturation*’, p. 140, n. 24; MacQueen, ‘*Canon Law*’, p. 228, n. 30.
- 11) ちなみに、Barrow の *judex* のリストには、表, (テ) の Kinet が記載されていない。また Barrow は、聖職者のチャーターに *judex* が証人になる例はきわめてまれであるとも書いている。Barrow, ‘*Judex*’, p. 71. 本稿の表でも、四例にすぎない(エー①, カー④, セー⑧, ⑪)。しかし、カーチュラリ全体の中で、証人を記載した聖職者チャーターの割合は多いとはいえない。また、修道院長のチャーターなどに *judex* だけでなく俗人が証人として登場する割合も多くはない。こうしたことも考慮されるべきである。
- 12) アレグザンダー 2 世のチャーター集は刊行されていない。本稿では、カーチュラリに寄進の確認チャーターが収録されている場合、これを利用した。(セ)–(12), (ソ)–(3) 参照。
- 13) Kelly, *A Guide*, pp. 51-56.
- 14) *St Andrews Liber*, i, p. 113; *Early Charters*, p. 228; Bannerman, ‘*MacDuff*’, p. 23-24.
- 15) *St Andrews Liber*, i, p. 114.
- 16) *CD*, nos. 33 (c. 1128), 88 (1140, Scone), 99 (1140×1147, Stirling)
- 17) Munro, *Acts of the Lords*, nos. 47 (1447, Dingwall), 63 (1456), 64 (1456).
- 18) *Ibid.*, p. xliii, n. 95; Seller, ‘*Celtic law*’, pp. 3-4.

- 19) Broun, 'Acculturation', p. 140, n. 24. この中で Broun は、この 2 人の兄弟の父を 1220 年ごろ Angus の judex と記録された 'Mael Coluim' としているが、典拠をあげておらず、本稿で検討した史料では確認できなかった。
- 20) Barrow, *Kingdom*, p. 105 (2nd. ed., p. 84); Bannerman, 'MacDuff', p. 23. ただし、Barrow は「推測である」と断っている。
- 21) *CD*, no. 41.
- 22) *RRS*, II, no. 134 (Comite Duncano Justic', 1172×1173). これ以後、ウィリアム 1 世の 45 通のチャーターにこの肩書つきで登場する。
- 23) Constantine: *CD*, no. 33 (1127×1131); Gillemichel: nos. 14, 33, 34, 38, 147; 残りは Duncan 1 世 (d. 1154) である。
- 24) *RRS*, II, no. 8 (1166×1171).
- 25) 'per probos et antiquos homines patrie et legitimos testes': *RRS*, II, no. 249 (1182×1190, Traquair), グラスゴー教会とノルマン系との争い; *RRS*, II, no. 440 (1204, Selkirk), ケルソウ修道院とメルローズ修道院の争い; *RRS*, II, no. 540 (lost act, 1165×1173), グラスゴー司教とハウム・カルトラム修道院の争い。
- 26) 'quia alii judices detulerunt Dufgal propter sui senectutem et juris peritiam', *St Andrews Liber*, i, p. 118.
- 27) *Early Charters*, no. xv.
- 28) Macnair, 'Vicinage', p. 569. C. J. Neville は、踏査をアングロ・ノルマンの慣行とケルト的観念の融合とみなす。後者について、具体的には親族集団 (kin-groups) による共同保有をさしているようであるが、典拠にあげられているのは R. A. Dodgshon のハイランドについての研究である。Neville, 'Charter Writing', pp. 82-83; idem, *Native Lordship*, p. 193; Dodgshon, *Land and Society*, pp. 110-11.
- 29) *CD*, no. 41 (1124×1136); ファイフの裁判集会 (c. 1128) に関する史料 (表, i - i) には、その冒頭に「Kirkness と Lochore の土地の境界踏査」という見出しがある。A. C. Lawrie は、この見出しを誤記とみなすが、治世早々に踏査が実施された可能性は否定できない。 *Early Charters*, p. 329.
- 30) *CD*, nos. 98, 120, 147, 164, 174, 175, 197, 216.
- 31) *CD*, no. 216 (1141×1150, Forfar).
- 32) マルコム 4 世: *RRS*, I, nos. 138, 168, 198, 199, 259, 270, 284. ウィリアム 1 世: 俗人宛, *RRS*, II, nos. 48, 286, 345, 377, 402, 469; 教会・修道院と俗人との紛争, nos. 236, 252, 253; 修道院間の紛争, no. 440; 聖界所領関係, nos.

- 28, 39, 61, 75, 130, 170, 184, 215, 233, 262, 291, 392, 540 (lost act).
- 33) *RRS*, II, no. 205 (c. 1178); Stringer, *Earl David*, p. 161.
- 34) 常見信代, 「ノルマン・コンクエスト(1)」, 14-15 頁参照。踏査による境界の線引きの具体例については, *Atlas of Scottish History*, pp. 414-16.
- 35) *RRS*, II, no. 524 (earl of Strathearn); Neville, *Native Lordship*, p. 193 (earl of Lennox).
- 36) 註 32 参照。
- 37) G. W. S. Barrow によれば, 'curia justiciarie' のような「justiciar の法廷」という意味の語は中世スコットランドの史料には見当たらないという。一方, H. L. MacQueen は, justiciar の実質的な法廷が 1221 年と 1247 年に国王法廷 (curia domini Regis) と呼ばれている例を二つあげている。Barrow, 'Justiciar', p. 95; MacQueen, *Common Law*, p. 48. 本稿の検討でも, 彼らの活動について史料には「justiciar の法廷」に相当する文言はない。しかし, 12 世紀後半から 13 世紀の justiciar が境界をめぐる紛争などにかかわり, 一定の裁判権を行使したことはあきらかである。一方, 表の(ホ)にあるように, ギャロウェイの justiciar であるローランドの法廷が「国王法廷」と呼ばれている。国王の臨席の如何にかかわらず, justiciar の実質的な法廷が「国王法廷」と記される場合があることを示している。
- 38) 『スコットランド法史』, 22 頁。G. W. S. Barrow もスコットランド法 (Scots law) は, 'lex Anglicana' のもとに括れるとしている。 *Anglo-Norman Era*, pp. 118-19.
- 39) 常見信代, 「ノルマン=コンクエスト(1)」, 36 頁; 同, 「ノルマン=コンクエスト(2)」, 20-22 頁参照。
- 40) *RRS*, I, p. 50; Barrow, 'Judex', p. 71.
- 41) プライヴェイト・チャーターと国王チャーターの証人がほとんど同じといえる例がある。たとえば, 表, (セ)の②と(2)のチャーターおよび(iii)の協定書の場合で, 国王の chamberlain, ダンファームリン修道院長, ファイフ伯やマー伯など同一人物が証人としてそれぞれに登場する。おそらく同じ時に作成ないし交付されたと推測される。もし, そうであれば, その場に数人の judex がいたことになるが, たとえ Bricus であっても国王チャーターの証人にはなっていない。この点では, 国王チャーターに登場しなくなるという Barrow の指摘のとおりである。しかし, デイヴィッド 1 世治世と比較して judex の地位が低落したかについては, 同王のチャーターに judex が証人として登場するのは(イ)だけであり, 2 件にすぎない。比較不可能と言わざるをえない。

- 42) 表, (セ)の Bricius はラテン語で報告書を書いている(vi)。これが judex 作成の現存する唯一の文書であるが、その職務から見て他の judex もラテン語を読み書き出来たと思われる。さらに推測を重ねれば、彼らはバイリンガルで、ノルマン・フレンチを話す新来者との間の通訳の役割も果たした可能性も否定できない。
- 43) MacQueen, 'Scots Law', p. 95; idem, 'Canon Law', p. 228.
- 44) Duncan, *Scotland*, p. 164. 近年の代表として, C. J. Neville のストラスアーン伯領に関する研究がある。たとえば, 学位論文 'The Earls of Strathearn' およびその後の論文 'Celtic Enclave' において, 在地文化の存続を当該伯による意図的な孤立主義の成果と解釈する。この「ケルト的保守主義」論に対しては, F. Watson が批判を寄せている。'Adapting Tradition?' 参照。Neville の近著 *Native Lordship* では, 論調は幾分和らいでいる。
- 45) 表, (カ)の 3 番目の史料について証人を見れば, ファイフ伯の③-a と b は, 国王チャーター(3)の証人とはまったく違う。しかし, a と b は 'Hugonus clericus comitis de Fif' を除いてまったく同じである。したがって, ほぼ同じ時に, おそらくセント・アンドルーズ修道院か伯の居住する館で, いずれにせよファイフで作成されたと考えられる。その a の証人は以下のとおりである。'Hela comitissa. Adam frater comitis. Michael clericus. Hugonus clericus comitis. William capellanus. William de Famelton dapifer. Alun filius Gillecris. Malcolm judex. William marescidus. Adam milites de Syreis. Rogerus marescidus. Osbertus marescidus. Madechin mac Mathusalem. Auil de Fernin. Derlingus de Herdift. Gamel filius Thore'.
- 46) Oram, 'Earls & Earldom', p. 47.

引用文献略語表記

Aberdeen-Banff Collections — Collections for a History of the Shires of Aberdeen and Banff, Spalding Club, 1843.

Aberdeen-Banff Illustrations, iv — *Illustrations of the Topography and Antiquities of the Shires of Aberdeen and Banff*, vol. iv, Spalding Club, 1862.

Aberdeen Registrum Registrum — Episcopatus Aberdonensis, Spalding and Maitland Clubs, 1845.

Anderson, *Kings and Kingship* — Marjorie O. Anderson, *Kings and King-*

- ship in Early Scotland*, Edinburgh, 1980 (2nd ed).
- Arbroath Liber*, i — *Liber S. Thome de Aberbrothoc: Registrorum Abbacie de Aberbrothoc*, vol. i (1178-1329), Bannatyne Club, 1848.
- APS, I — Th. Thomson & C. Innes (eds.), *The Acts of the Parliaments of Scotland*, vol. I (124-1423), Edinburgh, 1844.
- Atlas of Scottish History* — P. G. B. MacNeil & H. L. MacQueen (eds.), *Atlas of Scottish History to 1707*, Edinburgh, 1996.
- Bannerman, 'MacDuff' — John Bannerman, 'MacDuff of Fife', in A. Grant & K. Stringer (eds.), *Medieval Scotland, Crown, Lordship and Community: Essays presented to G. W. S. Barrow*, Edinburgh, 1998.
- Barrow, 'Earls of Fife' — G. W. S. Barrow, 'The Earls of Fife in the 12th Century.', *Proceedings of the Society of Antiquaries of Scotland*, Volume 87 (1952-53), pp. 51-62.
- Barrow, 'Judex' — G. W. S. Barrow, *The Kingdom of the Scots: Government, Church and Society from the Eleventh to the Fourteenth Century*, London, 1973, pp. 69-82 (2nd ed., Edinburgh, 2003, pp. 57-67).
- Barrow, 'Justiciar' — G. W. S. Barrow, *The Kingdom of the Scots*, pp. 83-138 (2nd ed., pp. 68-112).
- Barrow, *Anglo-Norman Era* — G. W. S. Barrow, *The Anglo-Norman Era in Scottish History*, Oxford, 1980.
- Book of Deer* — *The Gaelic Notes in the Book of Deer*, ed., by Kenneth Jackson, Cambridge, 1971.
- Broun, 'Acculturation' — Dauvit Broun, 'Anglo-French Acculturation', in Brendan Smith (ed.), *Britain and Ireland, 900-1300: Insular Responses to Medieval European Change*, Cambridge, 1999, pp. 135-153.
- CD — G. W. S. Barrow (ed.), *The Charters of David I: The Written Acts of David I King of Scots 1124-1153*, Woodbridge, 1999.
- Dodgshon, *Land and Society* — R. A. Dodgshon, *Land and Society in Early Scotland* Oxford, 1981.
- Dryburgh Liber* — *Liber S. Marie de Dryburgh*, Bannatyne Club, 1847.
- Dumville, 'Chronicle' — D. N. Dumville, 'Chronicle of the Kings of Alba', in Simon Taylor (ed.), *Kings, clerics and chronicles in Scotland, 500-1297: essays in honour of Marjorie Ogilvie Anderson on the occasion of her ninetieth birthday*, Dublin, 2000, pp. 73-86.

- Duncan, *Scotland* — A. A. M. Duncan, *Scotland: The Making of the Kingdom*, Edinburgh, 1975.
- Early Charters* — *Early Scottish Charters prior to A. D. 1153*, ed., by A. C. Lawrie, Glasgow, 1905.
- Holyrood Liber* — *Liber cartarum Sancte Crucis: munimenta ecclesie Sancte Crucis de Edwinesburg*, Bannatyne Club, 1846.
- Inchaffray Liber* — *Liber Insule Missarum: Abbacie Canoniorum Regularium B. Virginis Et S. Johannis De Inchaffery Registrum Vetus*, Bannatyne Club, 1847.
- Inchaffray Charters* — *Charters, bulls and other documents relating to the Abbey of Inchaffray, chiefly from the originals in the charter chest of the Earl of Kinnoull*, edited by William Alexander Lindsay, John Dowden, John Maitland Thomson, Scottish History Society, 1908.
- Kelso Liber, I* — *Liber S. Marie de Calchou: Registrum cartarum abbacie Tironensis de Kelso, 1113-1567*, Vol. I, Bannatyne Club, 1846.
- Kelly, *A Guide* — F. Kelly, *A Guide to Early Irish Law*, Dublin, 1991 (rep. of 1988).
- Macnair, 'Vicinage' — M. Macnair, 'Vicinage and the Antecedents of the Jury', *Law and History Review*, xvii (1999), pp. 537-590.
- MacQueen, *Common Law* — H. L. MacQueen, *Common Law and Feudal Society in Medieval Scotland*, Edinburgh, 1993.
- MacQueen, 'Scots Law' — H. L. MacQueen, 'Scots Law under Alexander III', in N. H. Reid (ed), *Scotland in the Reign of Alexander III*, Edinburgh, 1990.
- MacQueen, 'Canon Law' — H. L. MacQueen, 'Canon Law, Custom and Legislation: Law in the Reign of Alexander II', in *The Reign of Alexander II, 1214-49*, ed., by Richard D. Oram, Boston, 2005, pp. 221-251.
- Melrose Liber, i* — *Liber Sancte Marie de Melros*, vol. i, Bannatyne Club, 1837.
- Munro, *Acts of the Lords* — J. and R. W. Munro (eds.), *Acts of the Lords of the Isles 1336-1493*, Scottish History Society, 1986.
- Neville, 'The Earls of Strathearn' — C. J. Neville, 'The Earls of Strathearn from the Twelfth to the Mid-fourteenth Century, with an Edition of their Written Acts', 2 vols, unpublished Ph. D. thesis, University of Aberdeen,

- 1983.
- Neville, 'Celtic Enclave' — C. J. Neville, 'A Celtic Enclave in Norman Scotland: Earl Gilbert and the Earldom of Strathearn, 1171-1223', in *Freedom and Authority: Essays in Scottish History c. 1050-c. 1650 presented to Dr. Grant G. Simpson*, ed. by T. Brotherstone and D. Ditchburn, East Linton, 2000, pp. 75-92.
- Neville, 'Charter Writing' — C. J. Neville, 'Charter Writing and the Exercise of Lordship in Thirteenth Century Celtic Scotland', in Anthony Musson (ed.), *Expectations of the Law in the Middle Ages*, Rochester, 2001, pp. 67-120.
- Neville, *Native Lordship* — C. J. Neville, *Native Lordship in Medieval Scotland: The Earldoms of Strathearn and Lennox, c. 1140-1365*, Dublin, 2005.
- Oram, *Galloway* — Richard Oram, *The Lordship of Galloway*, Edinburgh, 2000.
- Oram, 'Earls & Earldom' — Richard Oram, 'Continuity, Adaptation and Integration: the Earls and Earldom of Mar, c. 1150-1300', in *The Exercise of Power in Medieval Scotland, c. 1200-1500*, ed. by Steve Boardman & Alasdair Ross, Dublin, 2003.
- RRS, I — G. W. S. Barrow (ed.), *Regesta Regum Scottorum*, Vol. I, *Acts of Malcolm IV, King of Scots 1153-65*, Edinburgh, 1960.
- RRS, II — G. W. S. Barrow (ed.) with the collaboration of W. W. Scott, *Regesta Regum Scottorum*, Vol. II, *The Acts of William I, King of Scots 1165-1214*, Edinburgh, 1971.
- Scone Liber* — *Liber Ecclesie De Scon; Munimenta Vetustiora Monasterii Sancte Trinitatis Et Sancti Michaelis De Scon*, Bannatyne Club, 1843.
- Seller, 'Celtic law' — 'Celtic law and Scots Law: Survival and Integration' *Scottish Studies*, xxix (1989), pp. 1-27.
- SHR — *The Scottish Historical Review*.
- St Andrews Liber*, i — *Liber Cartarum Prioratus S. Andree in Scotia*, vol. i, Bannatyne Club, 1841.
- Stone, *Relations* — E. L. G. Stones (ed.), *Anglo-Scottish Relations 1174-1328: Some Selected Documents*, Oxford, 1970.
- Stringer, *Earl David* — K. J. S. Stringer, *Earl David of Huntingdon 1152-*

1219: *A Study in Anglo-Scottish History*, Edinburgh, 1985.

『スコットランド法史』——ステア・ソサイエティ編（戒能・角田・平松編訳），

『スコットランド法史』，名古屋大学出版会，1990（原著 *An Introduction to Scottish Legal History*, by Stair Society, 1958）。

常見信代，「ノルマン・コンクエスト(1)」——常見信代，「スコットランドの‘ノルマン・コンクエスト’(1)：『国王文書集』の検討をとおして」，『北海学園大学人文論集』，17号（2000），1-39頁。

常見信代，「ノルマン＝コンクエスト(2)」——常見信代，「スコットランドの‘ノルマン＝コンクエスト’(2)：証人構成の検討をとおして」，『北海学園大学人文論集』，25号（2003），1-40頁。

常見信代，「ノルマン・コンクエスト(3)」——常見信代，「スコットランドの‘ノルマン・コンクエスト’(3)：王権と辺境地帯との関係をとおして」，『北海学園大学人文論集』，26・27合併号（2004），99-131頁。

Walker, *Legal History* — David M. Walker, *A Legal History of Scotland*, Vol. 1: The Beginnings to A. D. 1286, Edinburgh, 1988.

Watson, ‘Adapting Tradition?’ — F. Watson, ‘Adapting Tradition?: Earldom of Strathearn, 1114-1296’, in *Lordship and Architecture in Medieval and Renaissance Scotland*, ed., by Richard Oram and Geoffrey Stell, East Linton, 2003, pp. 26-43.